

いわて県民情報交流センター情報システム更新業務委託契約書(案)

- 1 業務名 いわて県民情報交流センター情報システム更新業務
- 2 委託料 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇円）
- 3 委託期間 令和7年6月〇日から
令和8年3月31日まで
- 4 契約保証金 〇〇 円

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別記いわて県民情報交流センター情報システム（以下「システム」という。）更新業務調達仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記の委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、委託業務の実施に当たっては、同仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

（個人情報の保護）

第1条の2 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（指示）

第2条 甲は、委託業務の実施に関し、甲の職員をして乙の履行状況を監督させ、又は必要な事項について指示させることがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（運用管理者等）

第3条 乙は、委託業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）の選定に当たっては、必要な知識及び技能を有し、かつ、委託業務を適切に処理できると認められる者を選定するものとし、この契約の締結後、速やかに運用管理者等名簿を甲に提出するものとする。

なお、運用管理者等の変更があった場合には、直ちに、書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、運用管理者等が委託業務を処理することが不適當であると認められる場合は、乙に対し、運用管理者等の交代を申し出ることができる。

3 乙は、甲からの前項の申出があった場合は、運用管理者等を交代させるものとする。

（委託業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第5条 乙は、委託業務の実施に当たり、別に定める合意事項（サービスレベルアグリーメント。以下「SLA」という。）を遵守できない場合、SLAに定めるペナルティを負担するものとする。

2 前項の規定による場合を除き、委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

（業務完了報告及び完了確認）

第6条 乙は、委託業務が完了したとき（導入準備作業の実施にあつては、当該作業が完了したとき。保守運用作業にあつては、毎月、当該作業の提供が完了したとき。）は、いわて県民情報交流センター情報シス

テム更新業務委託完了報告書（様式第1号）を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類を受領したときは、当該書類を審査し、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを乙に指示するものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

（委託料の請求等）

第7条 乙は、前条の規定による委託業務の完了確認を受けた後、いわて県民情報交流センター情報システム更新業務委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、第1項に規定する請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（違約金）

第8条 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

（遅延利息）

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第10条 第6条の規定による完了確認後、契約の目的物（※成果物）に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項の規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第6条の規定により契約の成果物を甲に引き渡したときから1年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、同条の規定により契約の成果物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の催告による解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条、第6条第2項若しくは第24条第2項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

（2） 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（3） 第3の委託期間内に業務が終了しないとき、又は委託業務を終了する見込みないと乙が認めるとき。

（4） 契約の履行について不正の行為をしたとき。

（5） その他乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

（1） 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。

（2） 乙がこの契約の委託業務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

（3） 乙が債務の一部の履行が不能な場である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にし

た場合において、残存する部分のみでは契約した目的が達成できないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明確なとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどをしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

（暴力団等の通報）

第13条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（契約の保証）※履行保証保険契約の場合

第14条 乙は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約を締結しなければならない。

2 乙は、前項の規定による履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

3 第1項の履行保証保険契約に係る保険金額は、委託料の100分の5以上としなければならない。

4 当該履行保証保険契約は第15条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 委託料の変更があった場合には、保険金額が変更後の委託料の100分の5に達するまで、甲は、保険金額の増額を請求することができ、乙は、保険金額の減額を請求することができる。

（甲の損害賠償請求等）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 委託期間内に委託業務を完了することができないとき。

(2) 委託業務の履行内容に契約不適合があるとき。

(3) 第11条又は第12条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であると

き。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第11条又は第12条の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 委託業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から出来形部分に相当する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合において、甲は、履行保証保険契約の保険金をもって同項の違約金に充当することができる。

（契約解除に伴う特例）

第16条 第12条第1項第1号の規定により、この契約が解除された場合において、委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票の引渡しを受けることができる。

（委託料の返還）

第17条 乙は、第11条及び第12条第1項第2号から第6号の規定により、この契約が解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 契約が解除された場合、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

（延滞金）

第18条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額に付き年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

（権利義務譲渡等の禁止）

第19条 乙は、この契約から生じる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(再委託等の禁止)

第 20 条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第 21 条 乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(データ等の権利帰属)

第 22 条 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料並びに委託業務の実施により作成されたシステム設計書及びプログラム、提出された成果報告帳票等並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

2 当該業務の成果物に関する権利（著作権及び著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利等）は、甲が乙に委託料が完納されたときに、乙から譲渡される。

3 乙が従前から保有していた著作権については、乙に留保されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、成果物について、甲が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を許諾するものとする。

4 第 2 項の規定による権利の譲渡があった場合、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

5 業務完了の日から委託料が完納されるまでの間の甲の成果物の使用については、乙はこれを承諾するものとする。

(データ等の管理)

第 23 条 乙は、データ等の外部への漏えい、滅失、毀損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講ずるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 甲は、乙に対して、前項に係る乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(取扱状況の報告等)

第 24 条 甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。なお、システムを構成する機器を設置するデータセンターについては、情報漏えい等事故発生時など緊急時に限り立入調査ができるものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(安全確保上の問題への対応)

第 25 条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第 26 条 乙は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
ただし、あらかじめ甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 27 条 乙は、第 2 条第 1 項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(データ等の運搬)

第 28 条 委託業務に係るデータ等の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(データ等の廃棄)

第 29 条 乙は、委託業務完了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとし、廃棄に当たっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

(書類の整備)

第 30 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(契約終了後の処理)

第 31 条 乙は、この契約が終了し、又は解除した場合、甲の指定したものを除き、甲から提供を受けた資料
(全部又は一部の複製物を含む。)の全てをこの契約の終了後速やかに甲に返還するものとする。

2 乙は、前項の場合において、システムに登録された全てのデータ(初期設定により登録したデータを含む。)を記録媒体等にコピーし、甲に返還するとともに、システムから当該データを完全に消去するものとする。

(補則)

第 32 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 (住所)

(会社名)

(代表者 氏 名)

様式第1号

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

受託者

いわて県民情報交流センター情報システム更新業務委託完了報告書

このことについて、委託業務仕様書に従い、下記の業務を実施したので報告いたします。

記

1 業 務 内 容

2 実 施 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 成果報告帳票

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

受託者

いわて県民情報交流センター情報システム更新業務委託料請求書

いわて県民情報交流センター情報システム更新業務委託契約書に従って実施した委託業務の委託料を次のとおり請求します。

請 求 金 額 ①	円
委 託 料 総 額 ②	円
前 回 ま で の 受 領 額 ③	円
差 引 残 高 (②－ (①+③))	円
振 込 先 銀 行 名	銀行 店 預金 (口座番号：)

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び運用管理者等を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう運用管理者等を監督しなければならない。

4 運用管理者等は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第4 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第5 乙は、個人情報管理責任者及び運用管理者等に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（1） 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

（2） 特記事項において運用管理者等が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項（指示、報告等）

第6 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時の対応）

第7 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

個人情報管理責任者等通知書

年 月 日

岩手県知事（公所長） あて

受注者 住所
氏名

年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、契約書第1条の2に基づく
個人情報取扱特記事項における、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

業 務 名	
-------	--

	氏 名
個人情報管理責任者	
受注業務従事者等	

個人情報を取り扱う場所 （ 作 業 場 所 ）	
----------------------------	--